

管理委託契約約款新旧対照表

旧	新	
<p>第10条 (レコード実演の管理)</p> <p>委託者は、レコード実演に係る次に定める利用方法で、委任契約において指定したものに関する管理(使用料に関する交渉及び利用許諾契約の締結、使用料の收受及び分配その他これに附帯する業務)を委任し、受託者はこれを引き受けるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 番組制作用音源サーバーへの蓄積</p> <p>地上放送を行う放送事業者(コミュニティ放送事業者を除く。)又は放送衛星(BS)により衛星放送を行う放送事業者(他人の委託により放送する者を除く。)が自らの番組制作用音源サーバーにレコード実演を録音し、蓄積すること</p> <p>新規</p>	<p>第10条 (レコード実演の管理)</p> <p>委託者は、レコード実演に係る次に定める利用方法で、委任契約において指定したものに関する管理(使用料に関する交渉及び利用許諾契約の締結、使用料の收受及び分配その他これに附帯する業務)を委任し、受託者はこれを引き受けるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 番組制作用音源サーバーへの蓄積</p> <p>地上放送を行う放送事業者(コミュニティ放送事業者を除く。)又は放送衛星(BS)により衛星放送を行う放送事業者(他人の委託により放送する者を除く。)が自らの番組制作用音源サーバーにレコード実演を録音し、蓄積すること</p> <p><u>(4) 移動受信端末への録音</u></p> <p><u>地上放送を行う放送事業者が、自らが放送した番組に録音されたレコード実演を、当該放送を受信した移動受信端末の記憶媒体に録音すること。ただし、録音した放送番組の再生可能期間が当該録</u></p>	<p>地上放送を行う放送事業者が、自らの放送を受信した移動受信端末(携帯電話、スマートフォンなど)にレ</p>

<p>(4) IP マルチキャスト送信</p> <p>放送番組に録音されたレコード実演を、放送と同時にストリーム送信することを目的として、<u>電気通信役務利用放送法</u>に基づき IP マルチキャスト技術により同時再送信すること</p> <p>(5) IP マルチキャスト送信以外の送信可能化(ただし、<u>受信先の記憶装置に複製させない形式に限る。)</u></p> <p>(ア) 放送番組に録音されたレコード実演を、放送番組に変更を加えず、前号以外の方法で送信可能化すること</p> <p>(イ) 地上放送を行う放送事業者（コミュニティ放送事業者を除く。）又は放送衛星(BS)により衛星放送を行う放送事業者（他人の委託により放送する者を除く。）が、自らのホームページにおいて番組の PR・宣伝を目的としてレコード実演を送信可能化すること</p>	<p><u>音日から起算して8日を超えないものとされている場合に限る。</u></p> <p>(5) IP マルチキャスト送信</p> <p>放送番組に録音されたレコード実演を、放送と同時にストリーム送信することを目的として、<u>放送法</u>に基づき IP マルチキャスト技術により同時再送信すること</p> <p>(6) IP マルチキャスト送信以外の送信可能化</p> <p>(ア) 放送番組に録音されたレコード実演を、放送番組に変更を加えず、前号以外の方法で送信可能化すること (ただし、<u>受信先の記憶装置に複製させない形式に限る。)</u></p> <p>(イ) 地上放送を行う放送事業者（コミュニティ放送事業者を除く。）又は放送衛星(BS)により衛星放送を行う放送事業者（他人の委託により放送する者を除く。）が、自らのホームページにおいて番組の PR・宣伝を目的としてレコード実演を送信可能化すること (ただし、<u>受信先の記憶装置に複製させない形式に限る。)</u></p>	<p>コード実演を録音することを管理範囲に追加しました。ただし、一時的なものに限定しています。</p> <p>平成22年放送法改正にあわせて、参照法令を変更しました。</p>
--	--	---

<p>新規</p> <p>(略)</p> <p>第19条 (使用料の徴収) 受託者は、<u>第10条(2)、(3)、(4)及び(5)並びに第11条</u>に規定する業務につき、文化庁長官に届け出た使用料規程に基づき利用者から使用料を徴収する。</p> <p>ただし、受託者は、実演の利用実態、委託者から受けた管理委託の状況その他の事情に鑑みて使用料の徴収業務を第三者に委託することが合理的と認められるときは、必要と認められる一定の範囲において、第三者に使用料の徴収業務を委託することができる。</p> <p>第20条 (レコード実演に係る使用料の分配方法 - 放送用録音) <u>第10条(2)及び(3)</u>において収受した使用料の分配は、手数料を控除した額から、クレーム基金1%を</p>	<p><u>(ウ) 地上放送を行う放送事業者が、本条(4)に定めるレコード実演の録音を補完する目的で、放送番組に録音されたレコード実演を送信可能化すること。</u></p> <p>(略)</p> <p>第19条 (使用料の徴収) 受託者は、<u>第10条(2)から(6)及び第11条</u>に規定する業務につき、文化庁長官に届け出た使用料規程に基づき利用者から使用料を徴収する。</p> <p>ただし、受託者は、実演の利用実態、委託者から受けた管理委託の状況その他の事情に鑑みて使用料の徴収業務を第三者に委託することが合理的と認められるときは、必要と認められる一定の範囲において、第三者に使用料の徴収業務を委託することができる。</p> <p>第20条 (レコード実演に係る使用料の分配方法 - 放送用録音) <u>第10条(2)から(4)</u>において収受した使用料の分配は、手数料を控除した額から、クレーム基金</p>	<p>新管理委託契約約款第10条4号の録音について、データの一部欠損が生じた場合等に、それを補完する目的で放送番組に録音されたレコード実演を送信可能化することを管理範囲に追加しました。</p> <p>第10条の変更にあわせて、参照条文を変更しました。</p> <p>第10条の変更にあわせて、参照条文を変更しました。</p>
--	--	--

<p>控除した金額（以下、「分配対象額」という。）を、レコードに固定された実演の内容により、次の各号のジャンルに区分して、実施する。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>	<p>1%を控除した金額（以下、「分配対象額」という。）を、レコードに固定された実演の内容により、次の各号のジャンルに区分して、実施する。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>	
<p>第21条 (レコード実演に係る使用料の分配方法 - 送信可能化)</p> <p>第10条(4)及び(5)において収受した使用料の分配は、第14条記載の規程の定めるところに準じて行う。ただし、「商業用レコード二次使用料分配規程」に定める共通目的基金についてはこれを設けないものとし、クレーム基金については第10条(4)及び(5)において収受した使用料から手数料控除後の1%とする。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>	<p>第21条 (レコード実演に係る使用料の分配方法 - 送信可能化)</p> <p>第10条(5)及び(6)において収受した使用料の分配は、第14条記載の規程の定めるところに準じて行う。ただし、「商業用レコード二次使用料分配規程」に定める共通目的基金についてはこれを設けないものとし、クレーム基金については第10条(5)及び(6)において収受した使用料から手数料控除後の1%とする。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>	<p>第10条の変更にあわせて、参照条文を変更しました。</p>
<p>第25条 (手数料)</p> <p>委託者が受託者に支払う第3章、第4章及び第10条(1)に定める業務に係る手数料は、第14条から第18条に掲げる各規程において定める。</p> <p>2 委託者が受託者に支払う第10条及び第11条に定める業務に係る手数料は次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>第10条(2)、(3)、(4)及び(5)</u>に定める</p>	<p>第25条 (手数料)</p> <p>委託者が受託者に支払う第3章、第4章及び第10条(1)に定める業務に係る手数料は、第14条から第18条に掲げる各規程において定める。</p> <p>2 委託者が受託者に支払う第10条及び第11条に定める業務に係る手数料は次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>第10条(2)から(6)</u>に定める業務</p>	<p>第10条の変更にあ</p>

<p>業務</p> <p>受託者が収受した使用料の 10%</p> <p>(2) 第 11 条に定める業務</p> <p>受託者が収受した使用料の 30%</p> <p>ただし、委託者が権利者団体の場合にあつては、 受託者が収受した使用料の 10%</p> <p>(略)</p> <p><u>新規</u></p>	<p>受託者が収受した使用料の 10%</p> <p>(2) 第 11 条に定める業務</p> <p>受託者が収受した使用料の 30%</p> <p>ただし、委託者が権利者団体の場合にあつては、 受託者が収受した使用料の 10%</p> <p>(略)</p> <p><u>附則</u></p> <p><u>(実施の日)</u></p> <p><u>1. 第 10 条 (4) から (6)、第 11 条 (7)、第 19 条から第 21 条および第 25 第 2 項は、平成 25 年 4 月 10 日から実施する。</u></p>	<p>わせて、参照条文を変更しました。</p> <p>実施期日を追加した。</p>
--	--	---